

公 告

分任契約担当官
自衛隊福岡病院
会計課長 小野 浩太郎

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号				
6SZ91DD00050		6SZ11A70012 0001								
品名 または 件名										
自衛隊福岡病院清掃役務										
部品番号 または 規格										
仕様書のとおり										
使 用 器 材 名										
数 量	単位	銘 柄		使 用 期 限 等		グ ル ー プ		指定	検査	包装
1.00	ST									
納地または工事場所				引 渡 場 所						
福岡病										
搬 入 場 所				納 期 ま た は 工 期						
				令和8年4月1日（水）～令和9年3月31日（水）						

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

駐屯地用標準契約書、入札及び契約心得については、自衛隊福岡病院会計課事務室、西部方面隊ホームページに掲示

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：
入札日時場所：令和8年3月6日（金）14時00分 会議室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

- (1) 競争に参加する者に必要な資格に関する事項
- ア 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- イ 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第71条の規定に該当しない者であること。
- ウ 令和07・08・09年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供」で九州・沖縄地域のA、B、C、D等級の格付けされている者であること。
- エ 契約担当官等から指名停止の処分を受けている期間中でないこと。
- オ 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備長又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- カ 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- キ 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- (2) 公告の掲示場所：西部方面隊ホームページ(<http://www.mod.go.jp/gsdf/wae/>)
自衛隊福岡病院会計課事務室
- (3) 契約条項及び入札等参加者心得を示す場所
西部方面隊ホームページ(<http://www.mod.go.jp/gsdf/wae/>)、自衛隊福岡病院会計課事務室

(4) 落札決定方法

- ア 総品目総額にて落札を決定する。（同価の場合は抽選とする）
- イ 予定価格の範囲内であり、最低価格を見積もった者を落札者とする。
- ウ 入札書に記載された金額に当該金額の消費税法に規定する消費税率に基づく消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税率に基づく消費税相当する金額を差し引いた金額を入札書に記載すること。

(5) 保証金に関する事項

- ア 入札保証金：免除
ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5以上を違約金として徴収する。
- イ 契約保証金：免除
ただし、契約者が契約上の義務を履行しない場合においては、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

(6) 入札の無効

- ア (1) に示す入札参加資格のない者が行った入札
- イ 入札金額、入札書の氏名が不鮮明で判別し難い入札
- ウ 電話・ファクシミリ・電報等による入札
- エ 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合
- オ その他入札に関する条件に違反した入札

(7) 契約書作成の要否

- ア 陸上自衛隊標準契約書により契約書を作成する。
- イ 適用する特約条項
「役務請負契約条項」
「談合等の不正行為に関する特約条項」
「暴力団排除に関する特約条項」
「部分払いに関する特約条項」
- ウ 添付する書類
仕様書

(8) その他

- ア 入札書に「当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は、入札心得に定める暴力団排除に関する事項について誓約いたします。」と余白に記入すること。
- イ 入札参加を希望する者は、令和8年3月5日（木）17時までに入札等担当に連絡すること。また、仕様書の質疑については令和8年3月5日（木）17時までに仕様書担当に確認し、入札開始時には承諾しておくこと。
- ウ 入札に関する委任を受ける者は、入札執行の前に委任状を提出すること。
- エ 請負代金内訳書を（落札業者のみ）契約締結後10日以内に提出すること。
- オ 郵便等による入札参加の場合は、入札書を入れた封筒に「入札件名、日時、場所」を記載して、令和8年3月6日（金）12時までに自衛隊福岡病院会計課に到着したものを有効とする。また、郵送等の場合、その旨を契約班まで連絡すること。
- カ 入札当日に不調となり再度入札を行う場合は、別途日時を指定し、再度入札を執行する。なお、再度入札を執行する場合は、初度入札の参加者にその旨を通知（メール又はFAX送付）するので、受領した旨の通知（メール又はFAX送信）をされたい。
- キ 最低価格の入札金額が契約等担当官等が定める調査基準額に該当する場合は、入札価格の内訳書等といった積算資料等を提出していただくよう依頼する可能性があります。
- ク 積算資料等の提出にに応じていただけない場合又は不十分な場合は、その旨説明を求める可能性があります。
- ケ 積算資料等の提出・説明に応じない場合又は不十分な場合は、「契約の内容に適合した履行がされないおそれがある」ものとして落札者としなない可能性があります。

(9) 入札等及び仕様書に関する問合せ先

〒816-0826 福岡県春日市小倉東1-61 自衛隊福岡病院

入札等担当：会計課 川内 / TEL：092-581-0431（内線：317）

FAX：092-581-4828

メール：fin-fukuokahosp-wa@inet.gsdf.mod.go.jp

仕様書担当：管理課 小崎 / TEL：092-581-0431（内線：231）

仕 様 書	作成部・課	総務部管理課
	作成年月日	令和 7 年 1 2 月 1 5 日
件 名	自衛隊福岡病院清掃役務	
1 総 則		
本役務実施に当たり、本仕様書及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務 共通仕様書（最新版）」（以下「共通仕様書」という。）の規定に基づき実施する。		
2 適用範囲		
本仕様書は自衛隊福岡病院における自衛隊福岡病院清掃役務に必要な事項を規定する。		
3 場 所		
自衛隊福岡病院病院本館（感染性病室・精神科病室有り）、診療棟		
4 役務の概要		
(1) 日常清掃		
(2) 廃棄物（一般廃棄物）回収及び病院敷地内廃棄物置き場までの搬送		
(3) 廃棄物（医療廃棄物）容器は密閉され外観上異常（漏れ、はみだし）が無い事を確認 し、 容器ごと回収し病院敷地内医療廃棄物保管庫に運搬する。 (参考) 令和 6 年度医療廃棄物回収実績。 ・ 感染性廃棄物		

6 役務期間、実施日、実施時間、実施人員、実施場所、実施面積、清掃要領

(1) 役務期間 2026年4月1日～2027年3月31日

(2) 実施日

ア 平日 (242日)

イ 土日祭日・年末年始閉庁日のうち (18日)

ウ 別紙第1「清掃実施日程表」参照

(3) 実施時間

ア 平日 0815～1700

イ 休日 0815～1200

ウ 予定していた業務が履行できなかった場合は請負業者は監督官の承認を得て上記時間外に業務を実施すること。

(4) 実施人員 (基準)

ア 平日0815～1200の間：4名

イ 平日1300～1500の間：2名

ウ 平日1500～1700の間：1名

エ 休日0815～1200の間：2名

(5) 実施場所

別図第1～別図第11のとおり

(6) 実施面積

別表「清掃面積等一覧表」のとおり

(7) 清掃要領

別紙第2「清掃実施細部要領」のとおり

7 清掃実施状況の確認

(1) 清掃道具等の確認は道具等の搬入時に検査官もしくは監督官がおこなう。

(2) 日常清掃の実施状況の確認は検査官もしくは監督官が清掃完了後におこなう。

8 負担区分

(1) 自衛隊福岡病院負担分

ア 清掃に必要な光熱水料

イ 清掃道具保管場所の提供

ウ 衛生消耗品（トイレットペーパー、春日市指定ゴミ袋、ハンドペーパー、便座拭取剤
手洗い石鹸、消毒用アルコール等）

(2) 請負業者負担分

ア 清掃に必要な衣服、清掃機器・器材、床清掃用取替型立体吸着ウエットシート等の消耗品、便所汚物用ビニール袋等

イ その他上記「自衛隊福岡病院負担分」以外の全ての物等。

9 賠償責任

作業中等に国有財産及び病院備品等に損害を与えた場合は早急に原型に復旧すること。

10 提出書類

請負業者は、契約後早急に（令和8年3月24日までに）（1）～（4）の書類【各1部】を、監督官に提示提出すること。

- (1) 医療法施行規則第9条の15第1号が求める「受託責任者の病院清掃に関する知識」を付与された者を有する事を証明する資格証明書類の写し。
- (2) 医療法施行規則第9条の15第4号及び第5号が求める「標準作業書（作業マニュアル）」「業務案内書」
- (3) 請負業者側責任者、清掃作業員、予備清掃作業員名簿
- (4) 通門許可申請用写真等（必要者のみ）

11 日誌

清掃日誌は、自衛隊福岡病院制定の様式で清掃終了後提出すること。

12 一般事項

- (1) 日常清掃は必ず1回／日以上行うこと。但し、清掃後であっても汚れが発生した場合は、監督官等の指示により再度清掃を実施すること。（全てのトイレについては日に3回以上巡視し汚染箇所は清掃すること）
- (2) 清掃作業員は、会社の制服（エプロン不可）を着用し外来・入院患者等に不快感を与えぬように身だしなみに注意すること。
- (3) 設備・備品等に不良箇所を発見したときは、ただちに監督官等に報告すること。
- (4) 清掃作業は患者優先で実施すること。
- (5) 清掃作業者は作業用ゴム手袋をしたまま清掃関連道具以外のものに手を触れてはいけない。
- (6) 清掃作業者は作業前、作業後は手指等の消毒、うがいを実施すること。
- (7) 業者側責任者、清掃作業員（予備含む）が本役務遂行に支障を与えると監督官等が判断した場合は、病院の総意として交代を求めることが出来る。
- (8) 自衛隊福岡病院側の工事・訓練等により清掃が履行できなくなった場合は監督官が協議を行う。
- (9) 請負業者は業務時間及び業務時間外においても業務上知り得た個人情報等あらゆることを外部に漏らさないこと。

13 道具庫、更衣室

清掃道具及び消耗品等収納場所、作業員の更衣室として、病院本館地階に部屋を無償で提供する。

14 その他

- (1) 請負業者は、従事者に対し最低賃金法における地域最低賃金を遵守すること。
- (2) 病院敷地内は完全禁煙につき、敷地内での喫煙は禁止する。
- (3) 感染症病棟内の清掃については、入院患者がいる場合は看護師に確認するものとする。
- (4) 責任者は清掃従事者に対して毎月 1 回以上、院内清掃の指導を必ず行い不備がないか確認し、報告書を提出するものとする。

15 従事者の健康管理及び感染防止対策

清掃作業従事者は医療従事者と同様に感染源となる可能性と感染を受ける可能性を有しているため清掃に従事する請負業者に対して以下のことを行うこと。

(1) 健康管理

体調チェックを毎日行い「発熱」「下痢」「咳」がある場合は、作業責任者に報告し、病院清掃作業責任者は監督官に報告すること。

(2) 感染防止対策

感染症を疑う症状がある場合は、出勤せず監督官に報告するとともに、必要があれば速やかに受診等の処置を行い、病院利用者への感染拡大を防止する。

清掃実施日程表



清掃実施日（平日）



清掃実施日（休日）

4月

平日 21
休日 1

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

5月

平日 18
休日 2

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

6月

平日 22
休日 1

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

7月

平日 22
休日 1

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

8月

平日 20
休日 1

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

9月

平日 19
休日 2

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

10月

平日 21
休日 2

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

11月

平日 19
休日 2

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

12月

平日 20
休日 2

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

1月

平日 19
休日 2

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

2月

平日 18
休日 1

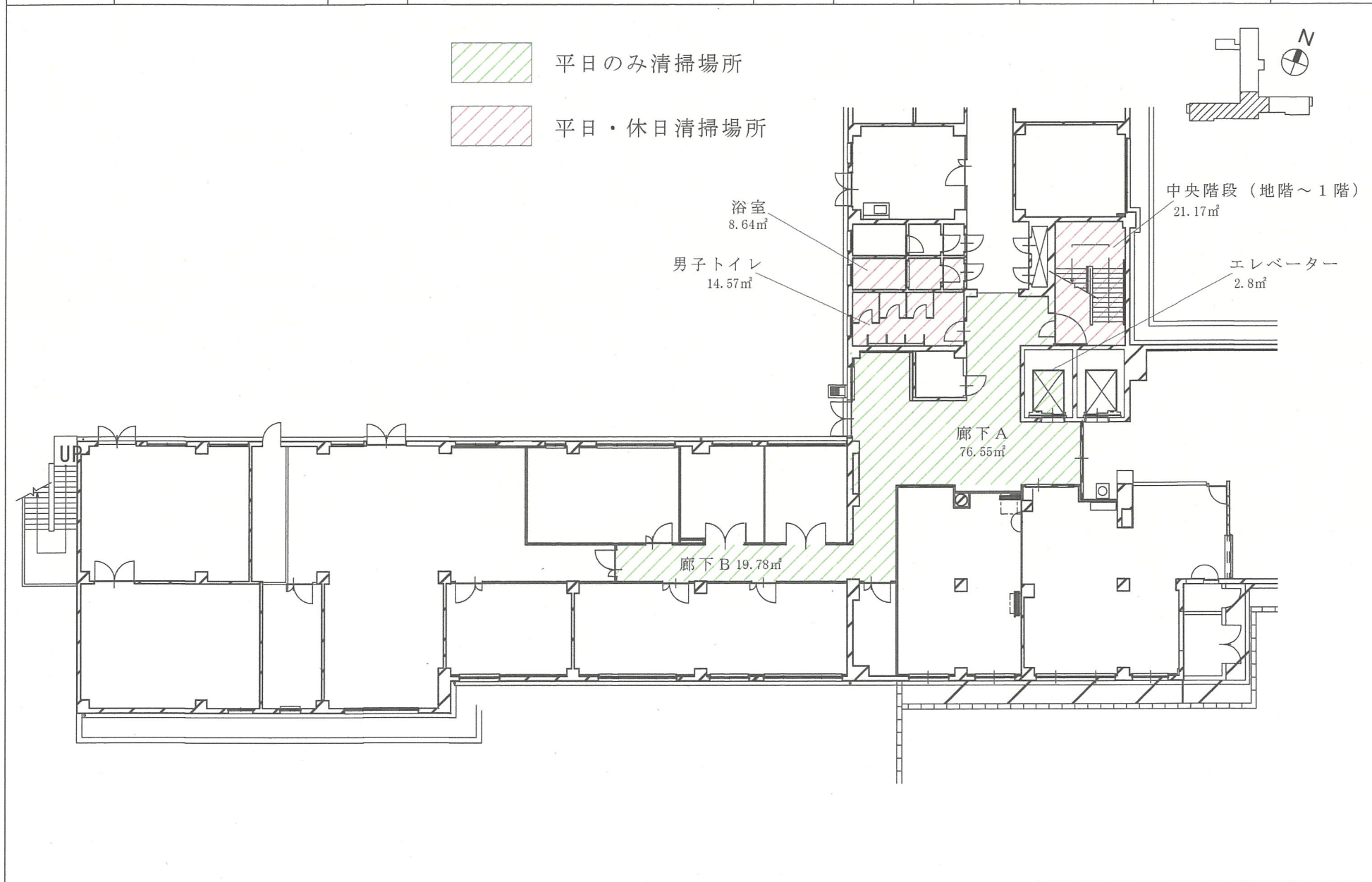
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28						

3月

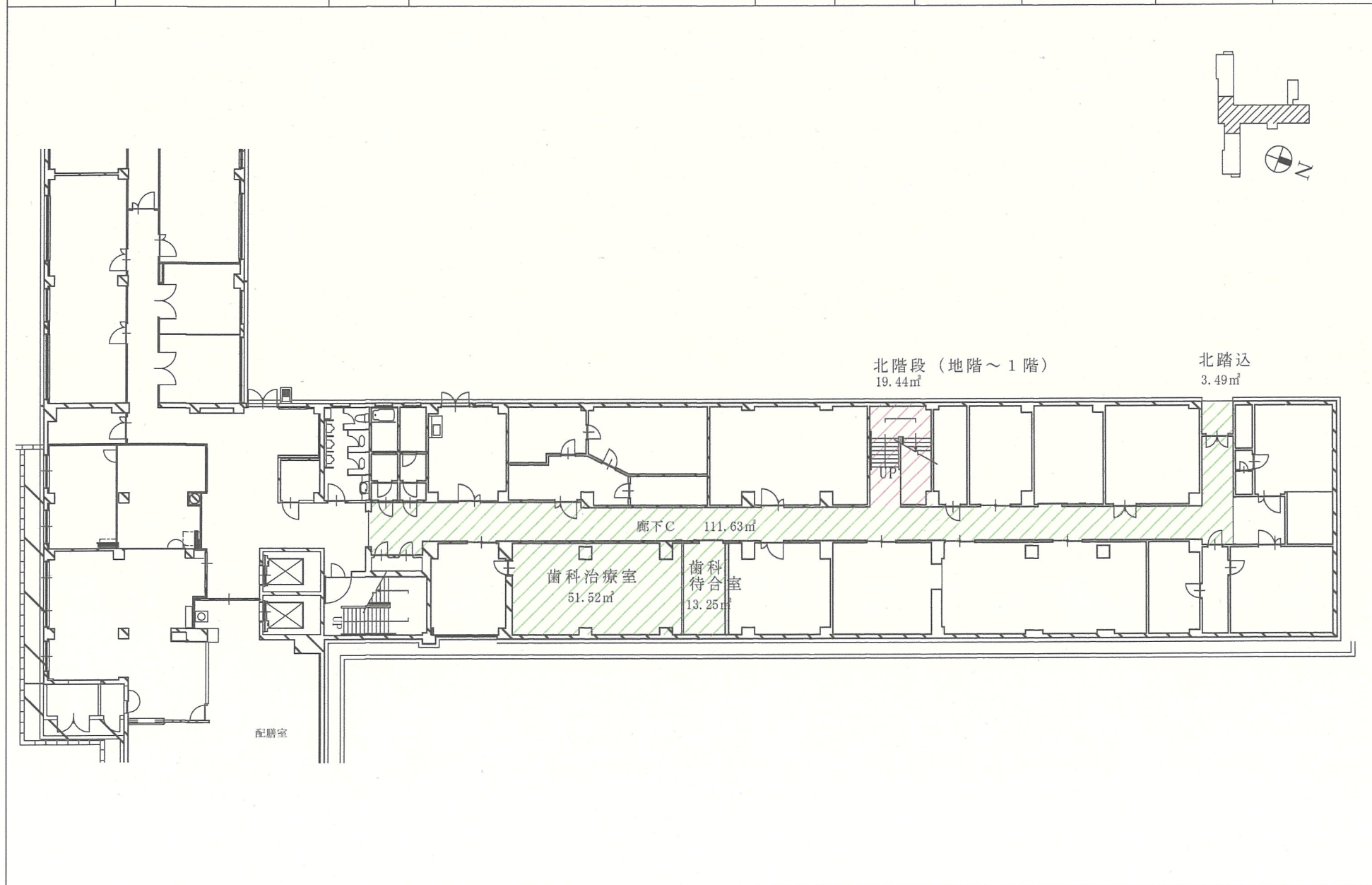
平日 23
休日 1

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

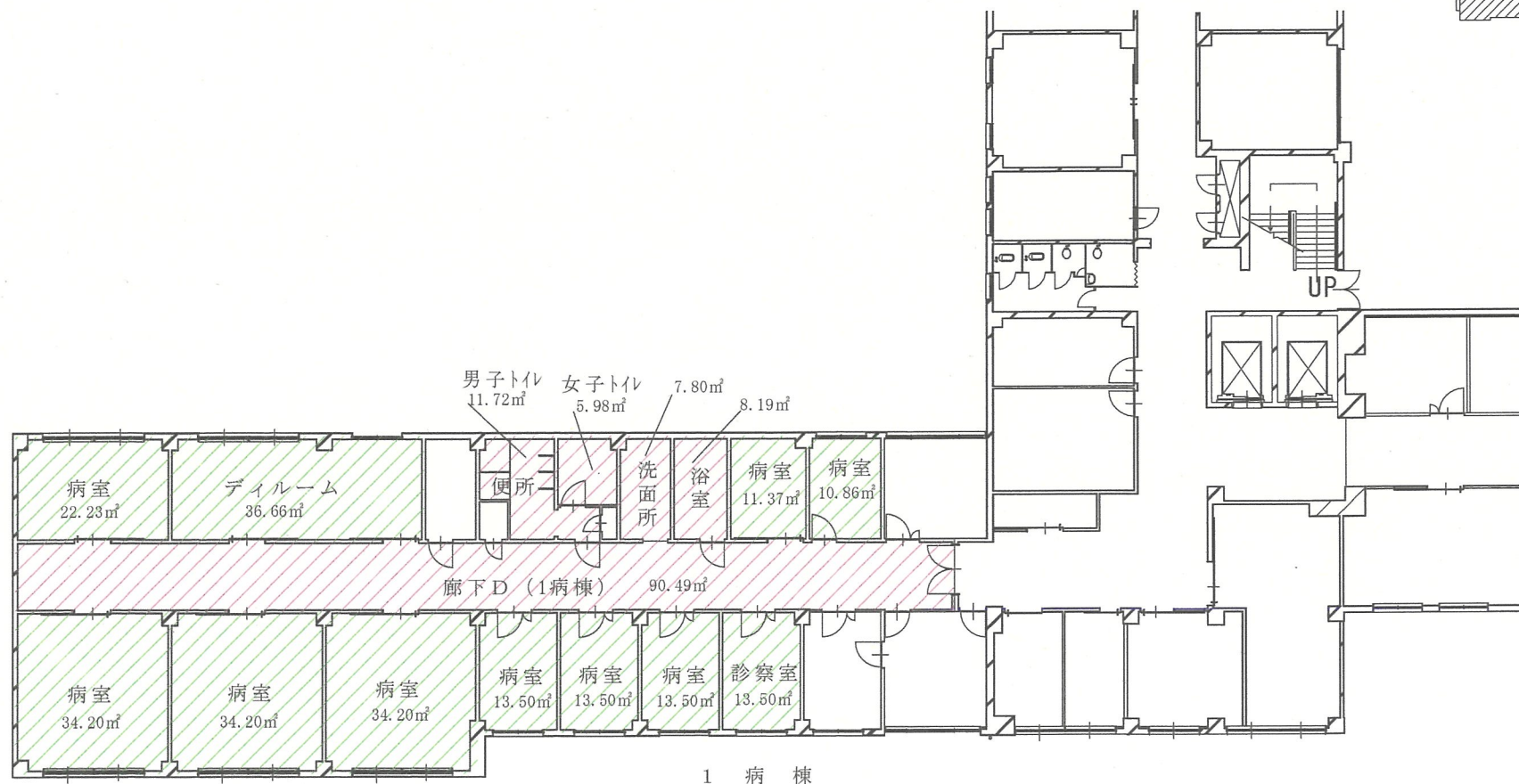
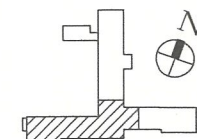
駐(分)屯 地名	春日駐屯地	図面	本館地階(西棟) 日常清掃面積算定図	建物 番号	1	縮尺	作成年月	図面番号 及び番号	別図第1
						1:250	R 7. 1 1		



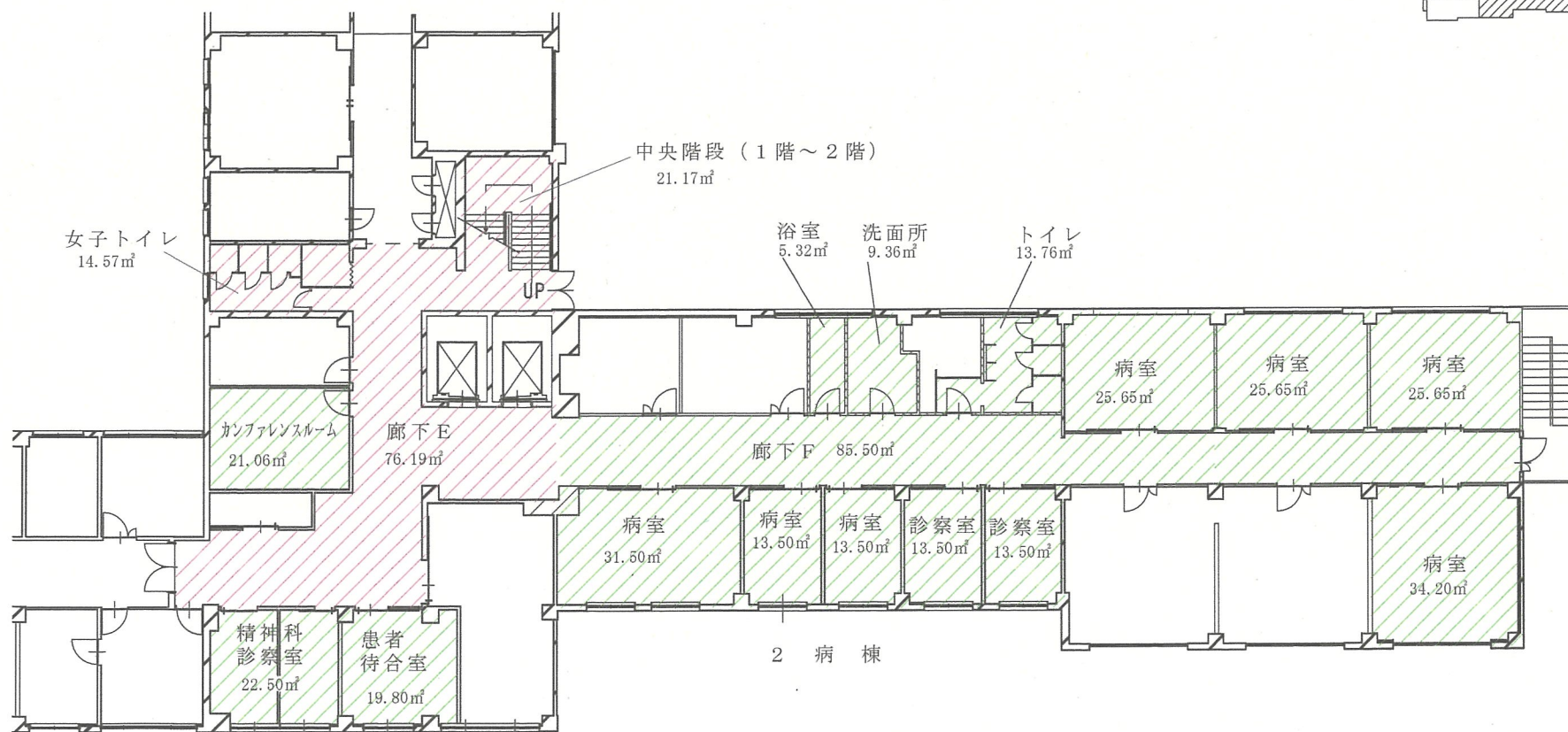
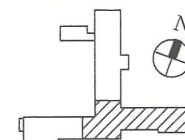
駐(分)屯地 地名	春日駐屯地	図面	本館地階(北棟) 平面図 日常清掃 面積算定図	建物 番号	1	縮尺	作成年月	図面番号 及び番号	別図第2
						1:300	R 7. 1 1		



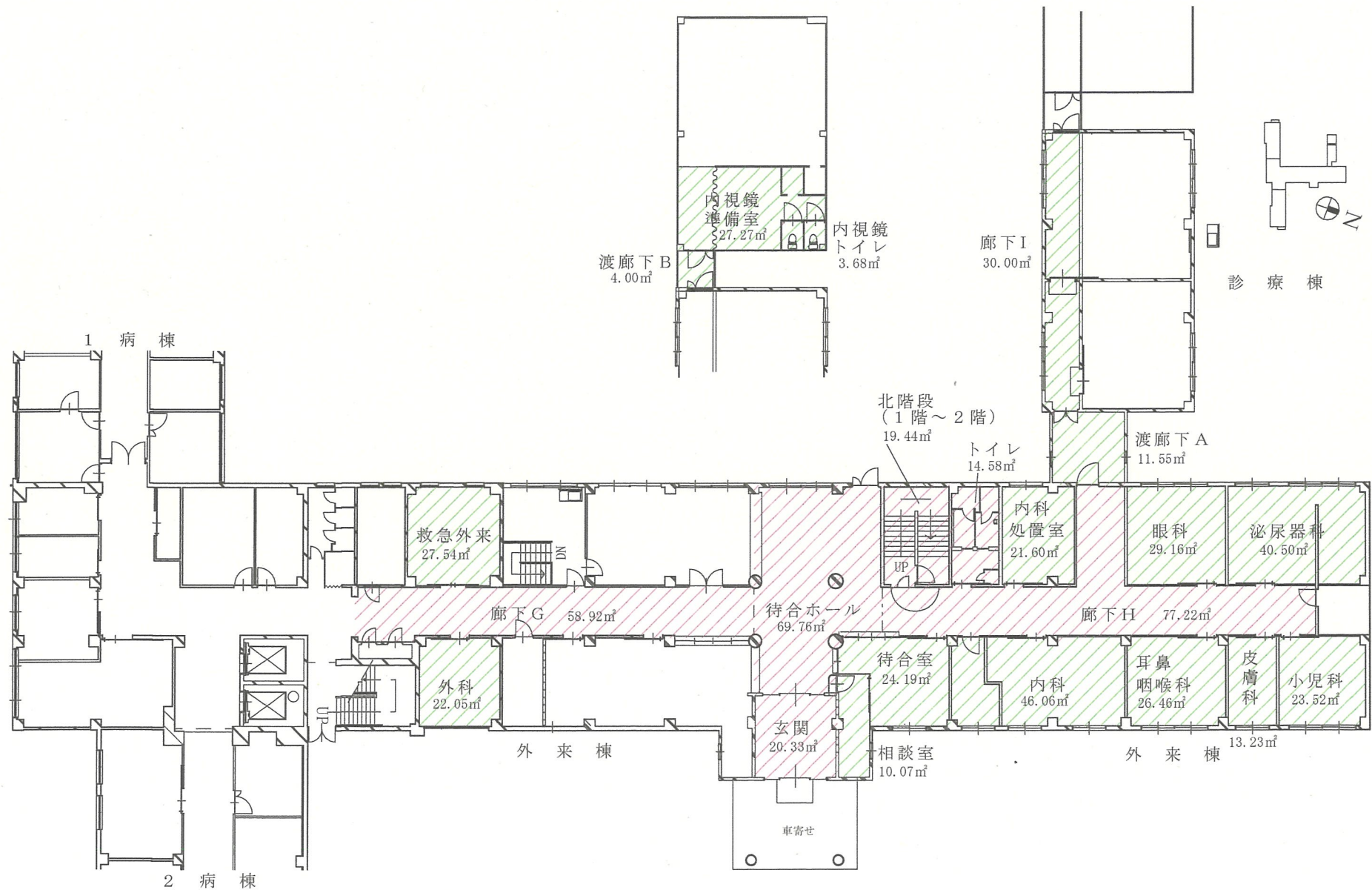
駐(分)屯 地名	春日駐屯地	図面	本館1階(西棟) 日常清掃 面積算定図	建物 番号	1	縮尺	作成年月	図面番号 及び番号	別図第3
						1:250	R 7. 1 1		



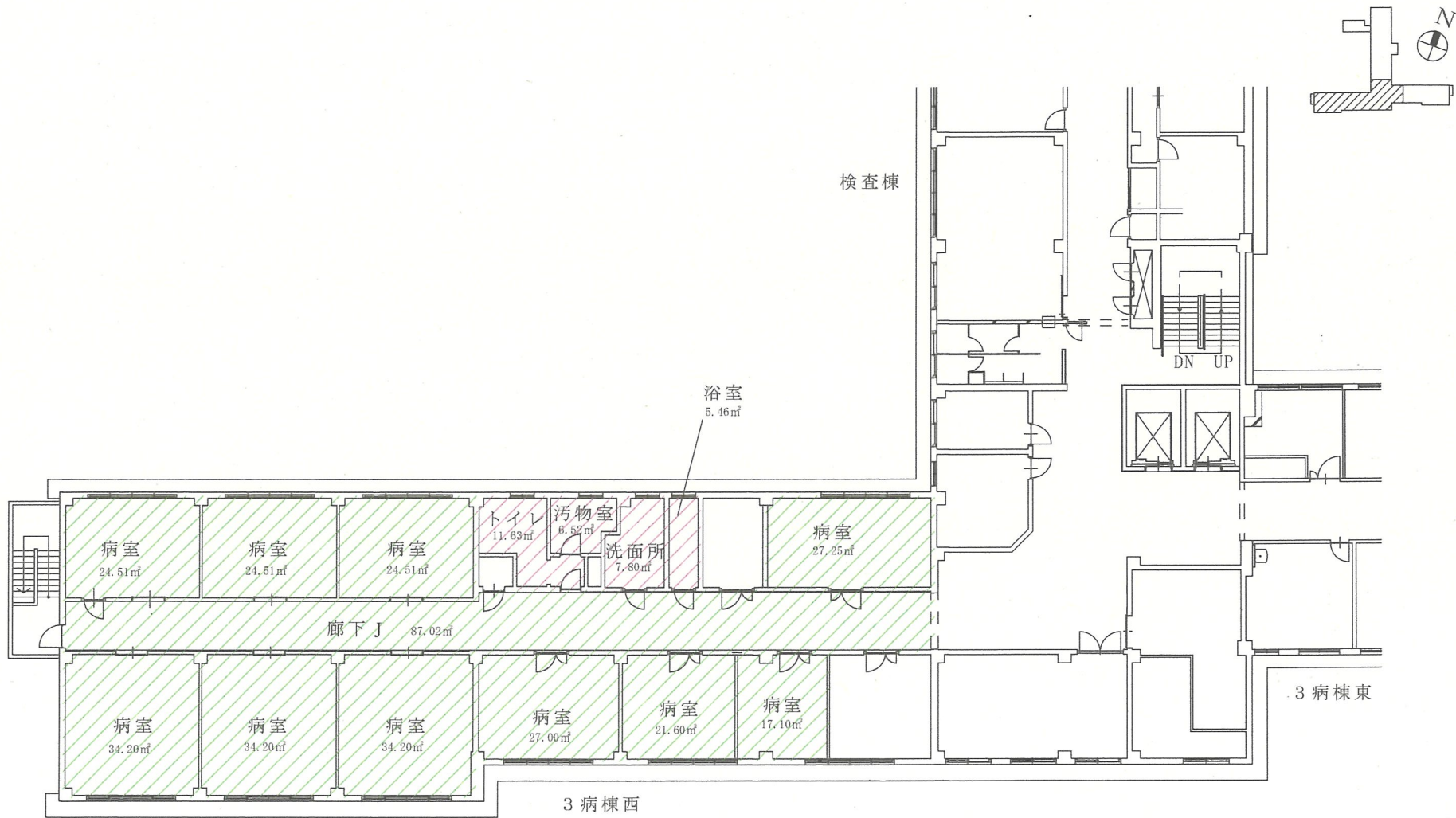
駐(分)屯 地 名	春日駐屯地	図 面	本館 1 階東側 日常清掃 面積算定図	建 物 番 号	1	縮 尺	作成年月	図面番号 及び番号	別図第 4
						1:250	R 7. 1 1		



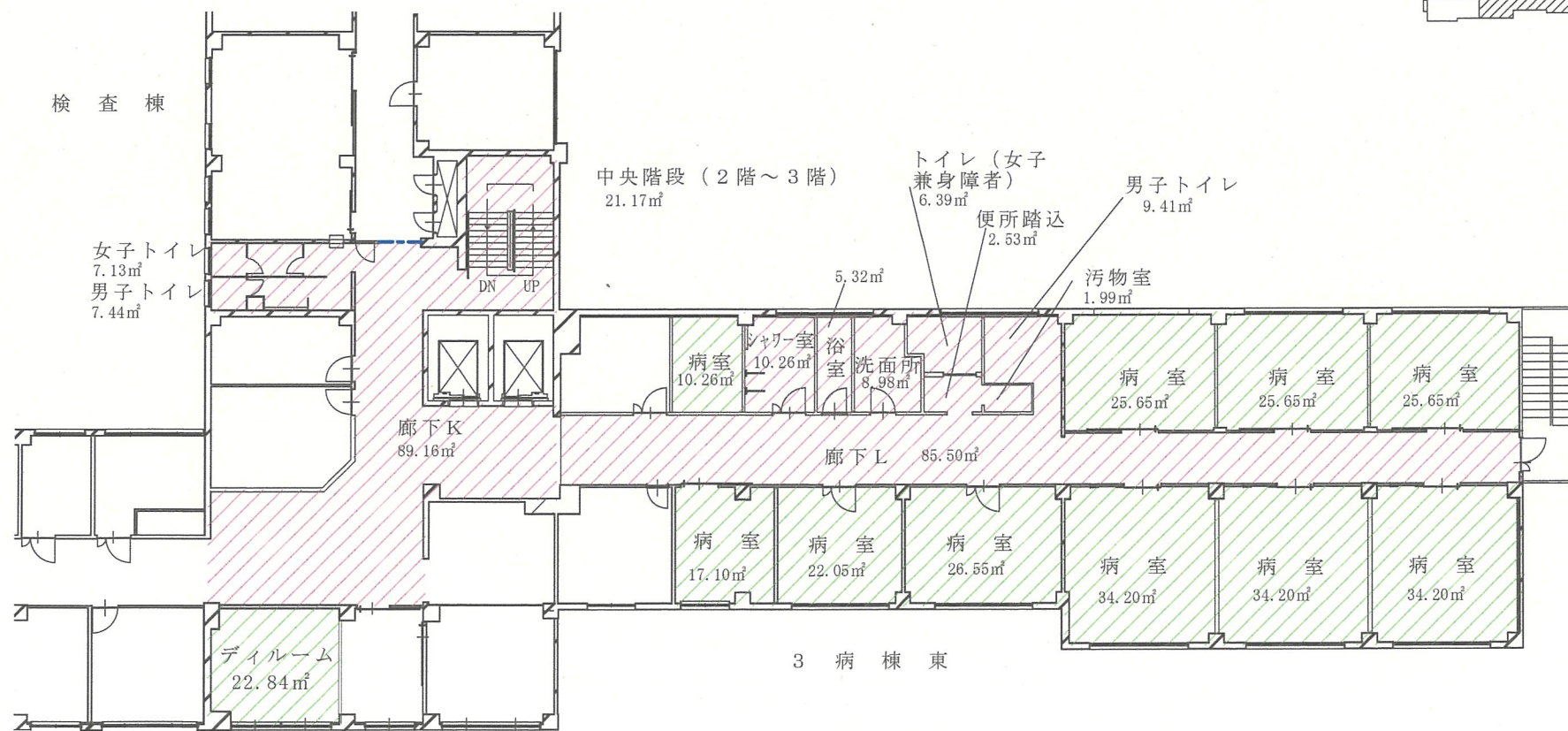
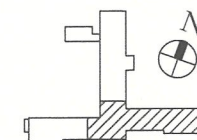
駐(分)屯地 地名	春日駐屯地	図面	本館1階北(外来棟) 日常清掃 面積算定図	建物 番号	1、	縮尺	作成年月	図面番号 及び番号	別図第5
						1:300	R 7. 1 1		



駐(分)屯 地名	春日駐屯地	図面	本館2階(西棟) 日常清掃 面積算定図	建物 番号	1	縮尺	作成年月	図面番号 及び番号	別図第6
						1:500	R 7 . 1 1		

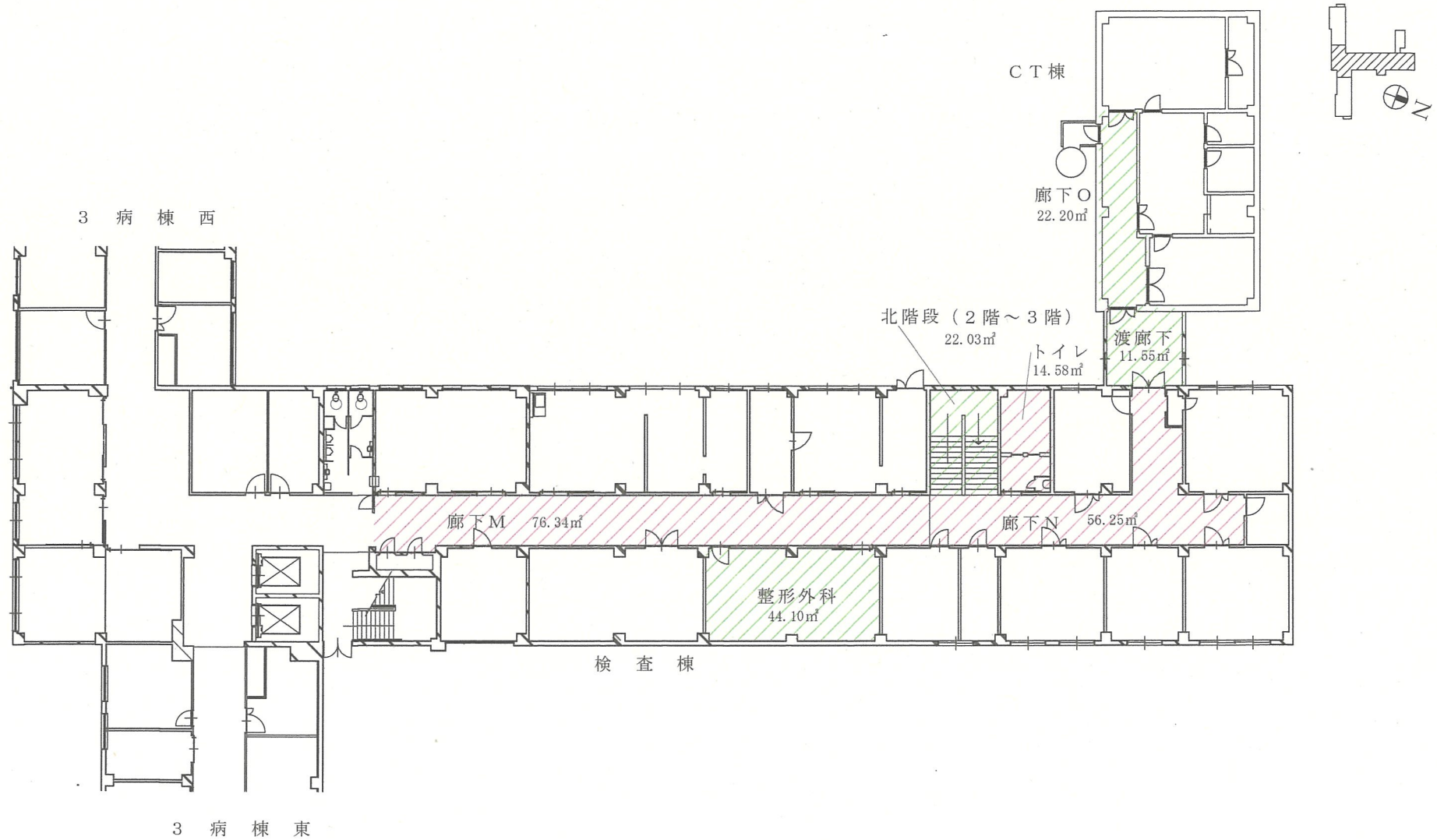


駐(分)屯 地名	春日駐屯地	図面	本館2階(東棟) 日常清掃 面積算定図	建物 番号	1	縮尺	作成年月	図面番号 及び番号	別図第7
						1:250	R 7. 1 1		

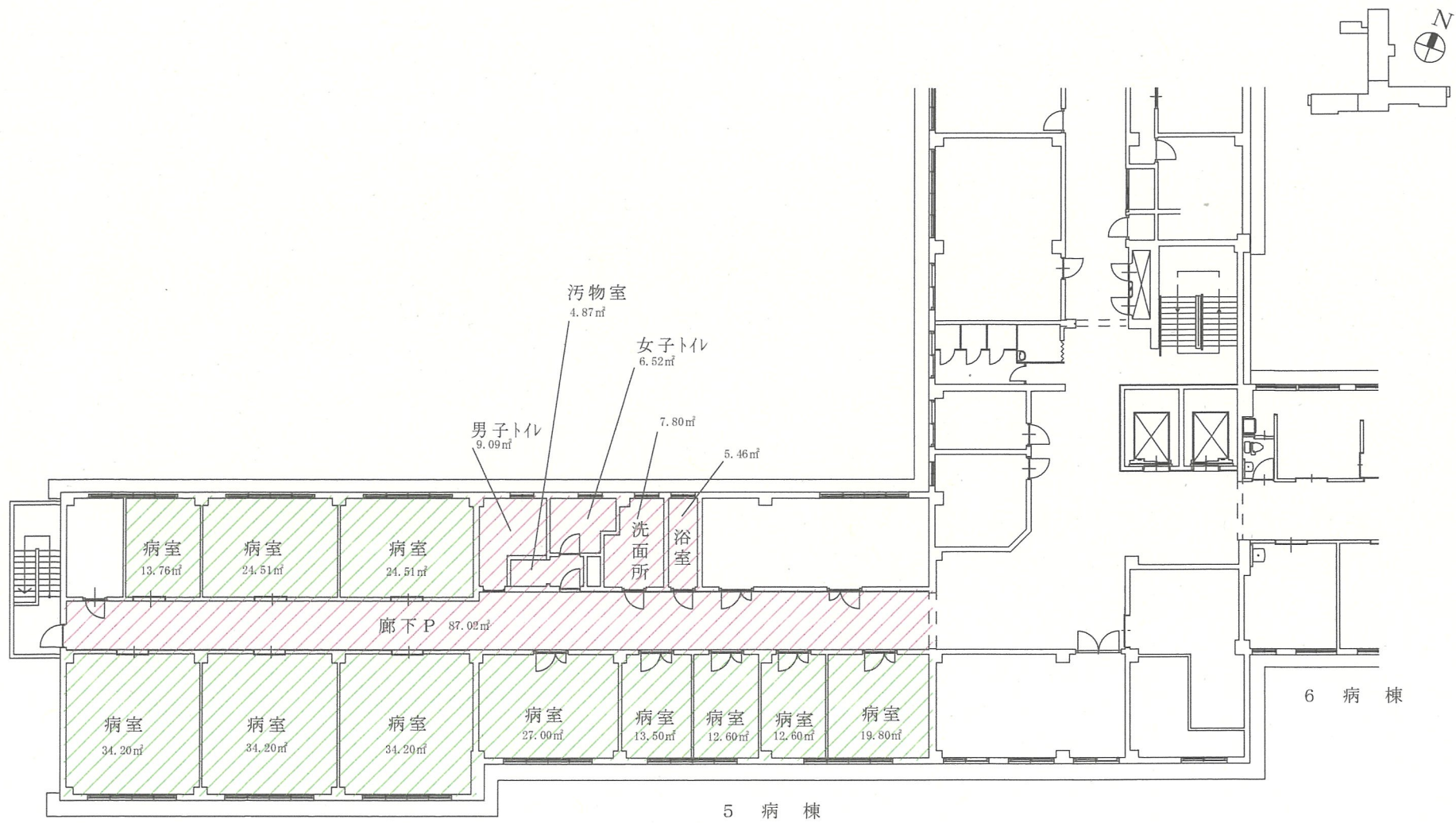


3 病 棟

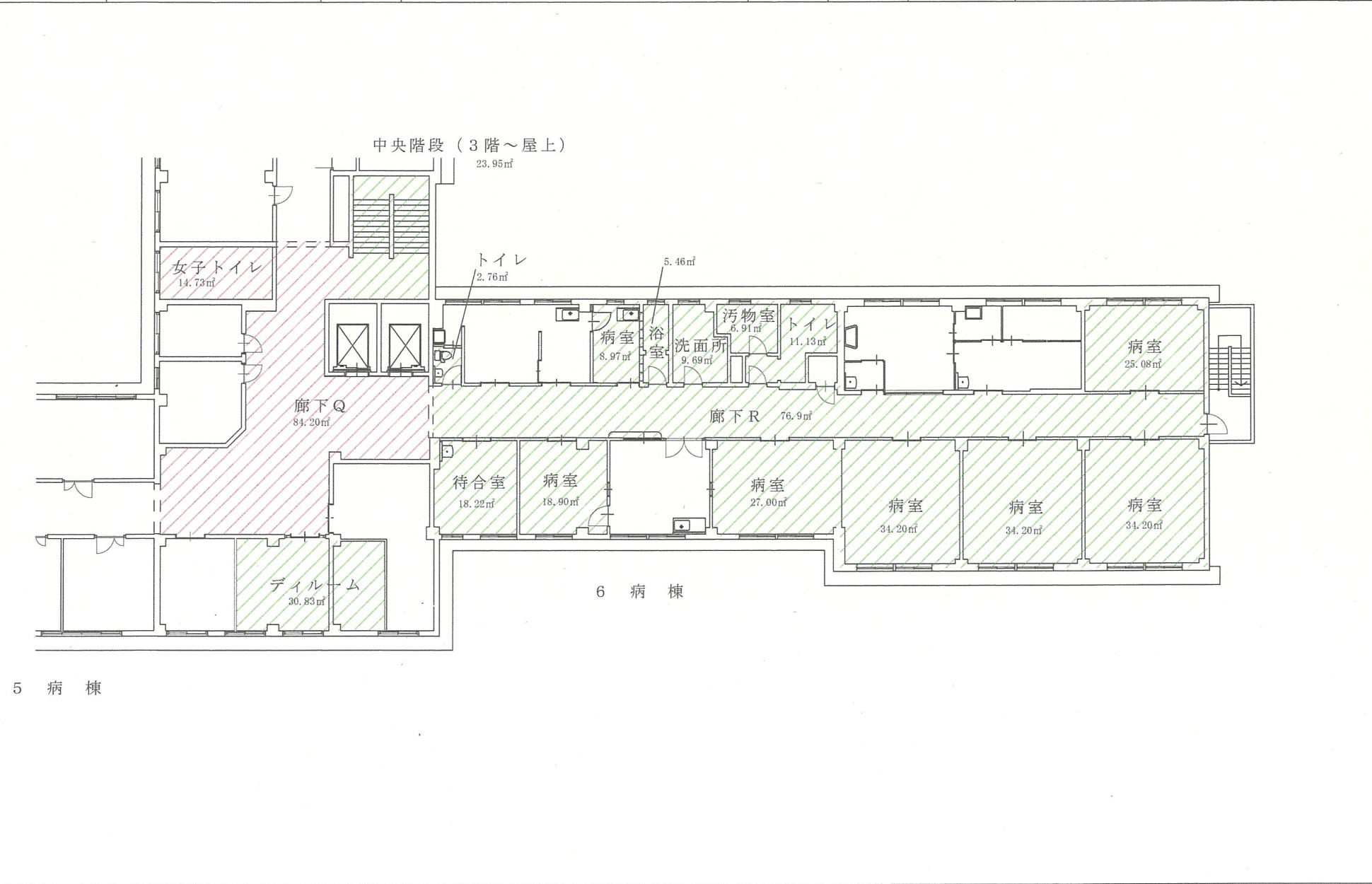
駐(分)屯地 地名	春日駐屯地	図面	本館2階北側 日常清掃面積算定図	建物 番号	1	縮尺	作成年月	図面番号 及び番号	別図第8
						1:250	R 7. 1 1		



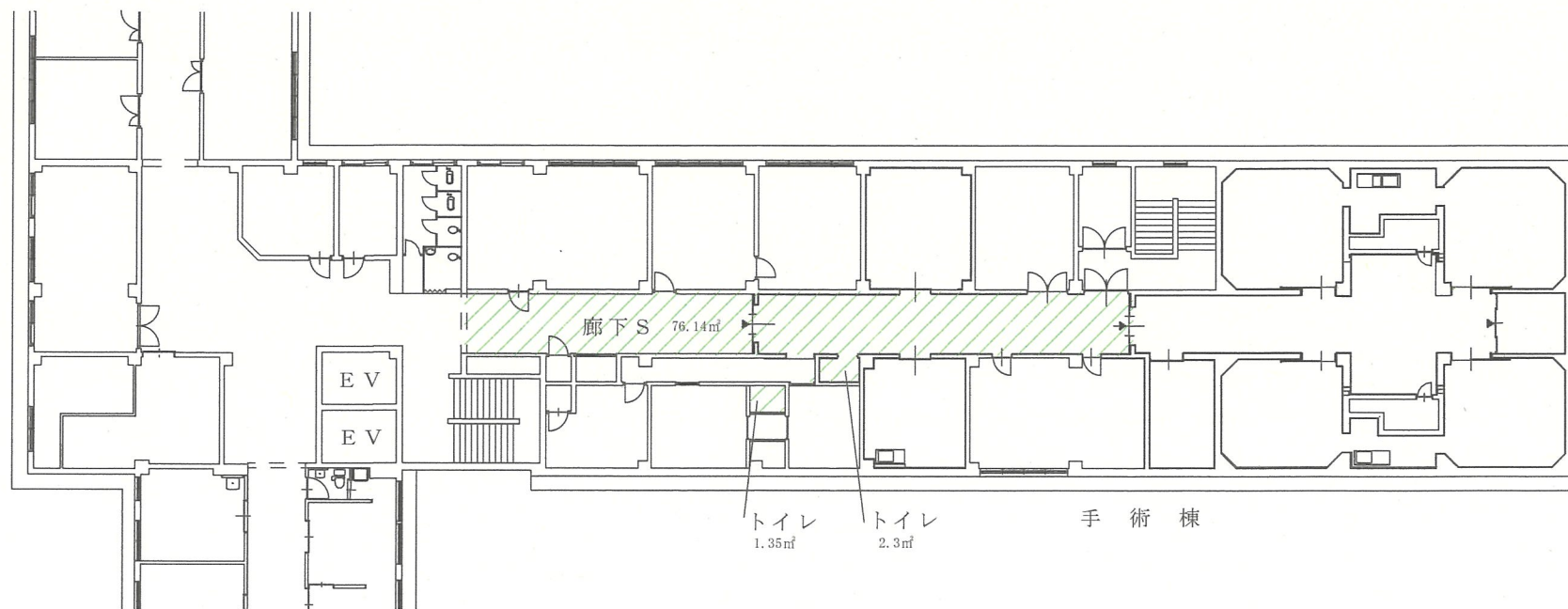
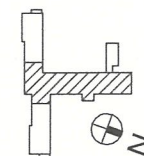
駐(分)屯 地名	春日駐屯地	図面	本館3階(西棟) 日常清掃面積算定図	建物 番号	1	縮尺	作成年月	図面番号 及び番号	別図第9
						1:250	R 7. 1 1		



駐(分)屯地 地名	春日駐屯地	図面	本館3階(東棟) 日常清掃 面積算定図	建物 番号	1	縮尺	作成年月	図面番号 及び番号	別図第10
						1:250	R 7. 1 1		



駐(分)屯 地名	春日駐屯地	図面	本館3階(手術棟) 日常清掃面積算定図	建物 番号	1	縮尺	作成年月	図面番号 及び番号	別図第11
						1:300	R 7. 1 1		



清掃面積等一覧表

単位：m²

階数	室名等	面積	床材	平日	休日	備考
地階西	廊下A	76.55	弾性床	○		
〃	廊下B	19.78	弾性床	○		
〃	中央階段	21.17	弾性床	○	○	地階～1階
〃	男子トイレ	14.57	硬質床	○	○	
〃	浴室	8.64	硬質床	○	○	
〃	エレベーター	2.80	弾性床	○		
地階北	廊下C	111.63	弾性床	○		
〃	歯科待合室	13.25	弾性床	○		
〃	歯科治療室	51.52	弾性床	○		
〃	北階段	19.44	弾性床	○	○	地階～1階
〃	北側踏込	3.49	硬質床	○		
日常清掃面積		342.84				
休日実施面積		63.82				

階数	室名等	面積	床材	日常	休日	備考
1階西	廊下D（1病棟）	90.49	弾性床	○	○	
〃	ディールーム	36.66	弾性床	○		
〃	男子トイレ（1病棟）	11.72	硬質床	○	○	
〃	女子トイレ（1病棟）	5.98	硬質床	○	○	
〃	洗面所（1病棟）	7.80	硬質床	○	○	
〃	浴室（1病棟）	8.19	硬質床	○	○	
〃	病室（1病棟）	187.56	弾性床	○		
〃	診察室（1病棟）	22.50	弾性床	○		
1階東	廊下E	76.19	弾性床	○	○	
〃	女子トイレ	14.57	硬質床	○	○	
〃	中央階段	21.17	弾性床	○	○	1階～2階
〃	カンファレンスルーム	21.06	弾性床	○		
〃	廊下F	85.50	弾性床	○		
〃	浴室	5.32	硬質床	○		
〃	洗面所	9.36	弾性床	○		
〃	トイレ	13.76	弾性床	○		
〃	病室（2病棟）	169.65	弾性床	○		
〃	診察室（2病棟）	27.00	弾性床	○		
〃	患者待合室	19.80	弾性床	○		
〃	精神科診察室	22.50	弾性床	○		
1階北	廊下G	58.92	弾性床	○	○	
〃	廊下H	77.22	弾性床	○	○	
〃	待合室	24.19	弾性床	○		
〃	相談室	10.07	弾性床	○		
〃	待合ホール	69.76	弾性床	○	○	
〃	玄関	20.33	硬質床	○	○	
〃	北階段	19.44	弾性床	○	○	1階～2階
〃	トイレ	14.58	硬質床	○	○	
〃	渡廊下A	11.55	弾性床	○		
〃	廊下I	30.00	弾性床	○		
〃	渡廊下B	4.00	弾性床	○		
〃	内視鏡準備室	27.27	弾性床	○		
〃	内視鏡トイレ	3.68	弾性床	○		
〃	救急外来	27.74	弾性床	○		
〃	外科	22.05	弾性床	○		
〃	内科	46.06	弾性床	○		
〃	耳鼻咽喉科	26.46	弾性床	○		
〃	皮膚科	13.23	弾性床	○		
〃	小児科	23.52	弾性床	○		
〃	泌尿器科	40.50	弾性床	○		
〃	眼科	29.16	弾性床	○		
〃	内科処置室	21.60	弾性床	○		
日常清掃面積		1478.11				
休日実施面積		496.36				

階数	室名等	面積	床材	日常	休日	備考
2階西	廊下J	87.02	弾性床	○		
〃	トイレ	11.63	硬質床	○	○	
〃	汚物室	6.52	硬質床	○	○	
〃	洗面所	7.80	硬質床	○	○	
〃	浴室	5.46	硬質床	○	○	
〃	病室（3病棟西）	269.08	弾性床	○		
2階東	廊下K	89.16	弾性床	○	○	
〃	ディールーム	22.84	弾性床	○		
〃	女子トイレ	7.13	硬質床	○	○	
〃	男子トイレ	7.44	硬質床	○	○	
〃	中央階段	21.17	弾性床	○	○	2階～3階
〃	廊下L	85.50	弾性床	○	○	
〃	シャワー室	10.26	硬質床	○	○	
〃	浴室	5.32	硬質床	○	○	
〃	洗面所	8.98	硬質床	○	○	
〃	汚物室	1.99	硬質床	○	○	
〃	トイレ（女子兼身障者）	6.39	硬質床	○	○	
〃	便所踏込	2.53	硬質床	○	○	
〃	トイレ（男子）	9.41	硬質床	○	○	
〃	病室（3病棟東）	255.51	弾性床	○		
2階北	廊下M	76.34	弾性床	○	○	
〃	廊下N	56.25	弾性床	○	○	
〃	トイレ	14.58	硬質床	○	○	
〃	北階段	22.03	弾性床	○		2階～3階
〃	渡廊下	11.55	弾性床	○		
〃	整形外科	44.10	弾性床	○		
〃	廊下O	22.20	弾性床	○		
日常清掃面積		1168.19				
休日実施面積		433.86				

階数	室名等	面積	床材	日常	休日	備考
3階西	廊下P	87.02	弾性床	○	○	
〃	男子トイレ	9.09	硬質床	○	○	
〃	汚物室	4.87	硬質床	○	○	
〃	女子トイレ	6.52	硬質床	○	○	
〃	洗面所	7.80	硬質床	○	○	
〃	浴室	5.46	硬質床	○	○	
〃	病室（5病棟）	250.88	弾性床	○		
3階東	廊下Q	84.20	弾性床	○	○	
〃	ディールーム	30.83	弾性床	○		
〃	女子トイレ	14.73	硬質床	○	○	
〃	中央階段	23.95	弾性床	○		3階～屋上
〃	トイレ	2.76	弾性床	○		
〃	病室（6病棟）	182.55	弾性床	○		
〃	浴室	5.46	硬質床	○		
〃	洗面所	9.69	硬質床	○		
〃	汚物室	6.91	弾性床	○		
〃	トイレ	11.13	硬質床	○		
〃	廊下R	76.90	弾性床	○		
〃	待合室	18.22	弾性床	○		
3階北	廊下S	76.44	弾性床	○		
〃	トイレ	2.30	弾性床	○		
〃	トイレ	1.35	弾性床	○		
日常清掃面積		919.06				
休日実施面積		219.69				
日常清掃面積合計		3908.20				
休日実施面積合計		1213.73				

清掃実施細部要領

請負業者は以下の点を遵守した作業マニュアルを作成し、実施しなければならない。

又、作業に用いる全ての清掃器具、手袋、サージカルマスク、制服、ガウン等は請負業者が準備する。清掃実施する場合、防護具として、使い捨て手袋を着用して、作業場所ごとに交換すること。作業した手袋で清潔になった場所は触らない。

1 日常清掃の細部事項

- (1) 床はディスポーザブル（使い捨て）取替式ウエットシートモップ、真空掃除機で除塵するほか、清水拭きを行う。ひどい汚れは、洗剤等で除去すること。
ただし、病室、外来、待合ホール、待合室、その他清潔を保持する場所は、高性能エアークリーナー付掃除機又は、ディスポーザブル（使い捨て）取替式ウエットシートモップを使用すること。
- (2) 塵芥・くず箱の清掃については官側が提供する春日市指定袋に収集し、くず箱等は、常に清潔を保持すること。
- (3) トイレの床・便器・洗浄便座ノズル・手洗い器・流し台の清掃において汚れがひどい場合は適切な洗剤で汚れを除去すること。床に落ちている水滴はモップ等で随時拭き取ること。便器及び便器周りにより丁寧に汚れを洗浄すること。感染者使用便所のトイレ便座は消毒液で、消毒拭きをし、清潔を保持すること。又、清掃に使用した手袋はトイレごと交換して感染予防に努めること。
又、トイレの状態（便器等）の確認（9時・12時・16時）及び清掃をすること。
- (4) 手摺・ドアノブ・エレベーターのタッチ部分など不特定多数の人間の手が触れる回数の多い箇所の清掃は消毒液を用いて消毒拭きをするものとし、窓枠、窓台、カウンターなどは、真空掃除機または静電気モップ等を使用し、除塵作業を行う。なお、拭き掃除に使用する消毒剤は使用前に委託者と協議し、承認を得たものを使用する。
- (5) 扉、階段、洗面所等の金具は常に光沢を出すように努めること。
- (6) 浴室（シャワールームを含む）の清掃及び排水溝の清掃は洗浄剤を使用し、清水で洗い流し乾燥状態となるようにする。また、細菌の発生がないように十分注意すること。黴等の除去について薬品を使用する場合は、監督官の指示をうけること。
- (7) ゴミ・塵芥収集作業にあたっては、随時病院内の巡回を行い、環境整備維持に努めるものとする。
- (8) エレベーターは常時使用するため、清掃にあたっては、短時間で作業を完了するように努める。
- (9) 正面玄関の窓ガラスは汚れのないよう毎日汚れを拭き取り、くもりのないようにすること。また高所のクモの巣除去等を1回／週以上実施する。
- (10) ホール、外来待合コーナー、デイルーム等のテーブル、椅子、ソファの除塵または洗剤拭き清掃を随時実施する。
- (11) 感染症病室含め病室内の清掃については、ベッドの下、床頭台周辺は常に留意すること。
作業に使用する作業用品は部屋ごとに交換し感染予防に努める。また病室の日常清掃では、患者の安静を害することのないよう配慮する。
- (12) 病室内の清掃は、原則、休日清掃日以外毎日実施し、美観及び環境衛生の向上に努めるものとする。

- (13) 感染症患者の病室を清掃する際には、エプロンまたはガウン・使い捨てマスク・使い捨て手袋を着用し、作業を実施する。消毒液は病院感染防止の観点から、官側が指定するものを使用し、請負業者は作業時これ以外の消毒液を使用してはならない。
- (14) 作業中、床面等に付着している血液・体液等を発見した際は、速やかに当該病棟師長または監督官へ報告し、指示を仰ぐ。
- (15) 雨天、積雪等により玄関、廊下等の汚れがひどい場合は迅速に対応すること。
- (16) トイレットペーパー、石鹼液、ペーパータオル等の衛生材料は自衛隊福岡病院が準備し使用に支障のないよう請負業者が補充するものとする。

2 日常清掃に使用する材料器材

- (1) 作業に使用する材料及び器材は全て各用途に適合した品質良好のものとし、請負業者で準備するものとする。
- (2) トイレ清掃は感染症予防に最大限注意して実施できる器具を使用すること。

3 廃棄物の収集・運搬

塵芥等の収集及び運搬の際、患者、外来者、病院職員の通行の妨げとならないよう注意するとともに、塵芥等の飛散流出等の事故がないように配慮すること。

4 感染症病室での清掃

感染症病室に出入りする際は、感染経路別表示マークを確認し、以下の要領で入退室する。

(1) 空気感染対策

- ア 病室に入る前にN95マスク（官側支給）、手袋を装着する。
- イ これらの防護具は1部屋ごと交換はすること。

(2) 飛まつ感染対策

- ア 病室に入る前にサージカルマスク（請負業者準備）を装着する。
- イ これらの防護具は1部屋ごと交換すること。

(3) 接触感染対策

- ア 患者の病室に入室する前に手袋、ガウンを装着する。これらの防護具は1部屋ごと交換すること。
- イ これらの防護具は1部屋ごと交換すること。

5 ゾーニング及びカラーコードによる区分並びにモップ、クロスの運用

- (1) 清掃にあたり、洗浄度レベルに応じて作業区域を分類する。作業区域のカラーコードは、次のとおりとする。

区域分類	カラーコード	該当室	清掃方式
汚染管理区域	黄色	感染症病室	オフ
汚染拡散防止区域	赤	トイレ・汚物室	オフ
通常医療区域	緑	病室、処置室	オフ
一般区域	青	その他の全て	オン

- ア オフ スペアのモップ・クロスを多数用意して清潔なものに交換しながら清掃実施し、最後に一括して洗濯する方式。
- イ オン オフでない方式。